

大椎台自治会運営規約

1. この規則は自治会運営に必要な事項を定めることを目的とする。
2. 自治会費は月額400円とし他にこの会に入会する時に入会金300円を徴収する。自治会未加入世帯からは、共益費として月額200円を徴収する。
3. 自治会費等は6月末及び11月末に各々6ヶ月分を前納することとし各ブロック毎に男性、女性ブロック委員が徴収し、自治会に納金するものとする。
4. 新入居者の会費納入は入居月の翌月よりとする。新入居ありたる時はブロック委員は新入居者に入会申込用紙を届け、新入居者本人が入会手続きを行う。
5. 臨時に会費を徴収しようとする時及び会費の改定をしようとする時は総会の承認がなければならない。
6. 各ブロック委員の選出単位は10戸以上30戸未満とし、男性委員、女性委員のどちらかの委員選出可能数が10戸未満となった場合は隣接ブロックに併合できる。また30戸以上のブロックは分割可能とし、ブロック単位に分割することができる。なお、併合、分割及び自治会規約第13条1項ただし書きによるブロック委員の選出については担当ブロック委員の申し出により、当該年度の役員会の承認をもって実施できる。
7. 本人が職務遂行を希望する場合を除き、80歳以上の方（当該年度に80歳になる方を含む）は役員及びブロック委員の職務は免除される。なお、80歳以上の方が本人の希望によりブロック委員の職務を遂行される場合、専門部の職務は免除されるものとする、但し、本人が専門部の職務遂行を希望する場合は本人の希望を優先する。その他、健康上等の特別の理由によりブロック委員の役務が困難であるとの申出があった場合、協議し必要な措置を講ずるものとする。
8. 自治会の運営上特に協力を必要とする会員がある時は会長は役員会の了承を得て相談役に任命することができる。相談役の任期は1年以内とし再任を妨げないものとする。その期間は3年を限度とする。
9. 新年度役員候補者は総会までに選出を完了しておくものとする。
10. 自治会運営のため、自治会規約第15条に定める各専門部（厚生部、広報部、防犯交通空家対策部）の一般部員として、ブロック委員の中から選出するものとする。また各部に所属がきまつた一般部員の互選により部長を補佐する副部長（非役員）を置くものとする。なお、健康上等の特別の理由により専門部活動が困難な方は、免除される。
11. 役員会は原則として定例会を月1回開催し会長が招集する。部会は原則として定例会を月1回開催し、部長が招集する。
12. 会長は役員会の承認を得て自治会活動を支援するボランティア組織を設置することができる。ボランティア組織の活動内容については適宜役員会に報告するものとする。
13. 書記は自治会の必要書類を作成するものとする。
14. 疾病、災害等不慮の事情が生じた時は役員会の議を経て会費を免除することができる。
15. 会計は予算の範囲内での支出に責任をもち、予備費の支出及び予算科目の流用は役員会の承認を必要とする。
16. 本会における個人情報の取り扱いに関しては、大椎台自治会個人情報取扱規定に定める。
17. 自治会事務室に設置するインターネットに接続可能なPCは、パスワードの管理を含め、会長、自治会事務員ならびに会長が指名した者以外の利用を禁ずる。
18. 会員が死亡した場合は、弔慰金5,000円をもって、本会の弔意を表す。

付 則

1. この運営規約は平成5年10月24日法人格取得の為の臨時総会において承認された自治会規約に基づき平成8年4月21日総会において改正。
2. 平成9年4月20日定期総会において一部改正。
3. 平成12年4月16日定期総会において一部改正。
4. 平成16年4月25日定期総会において一部改正。

5. 平成18年4月23日定期総会において一部改正。
6. 平成21年4月26日定期総会において一部改正。
7. 平成30年4月22日定期総会において一部改正。
8. 平成31年2月17日臨時総会において一部改正。
9. 2020（令和2）年4月25日定期総会（書面議決）において一部改正。